

国立大学法人鹿児島大学と国立大学法人鹿屋体育大学との
建設工事等入札監視委員会に関する協定書

国立大学法人鹿児島大学（以下「甲」という。）及び国立大学法人鹿屋体育大学（以下「乙」という。）は、建設工事等入札監視委員会（以下「委員会」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、甲に設置された委員会の審議を受けることにより、事務の効率化を図り、建設工事等の入札・契約の透明性及び公正な競争を確保することを目的とする。

（幹事大学）

第2条 委員会を円滑に運営するため、甲を幹事大学とし、その事務を行うこととする。

（適用要項）

第3条 委員会に関し必要な事項は、甲が定める国立大学法人鹿児島大学建設工事等入札監視委員会要項によるものとする。

（費用負担）

第4条 委員会に係る経費は、乙の依頼により審議する場合、審議事項の件数にかかわらず、甲及び乙が互いに折半して負担するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から有効とし、甲乙いずれからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

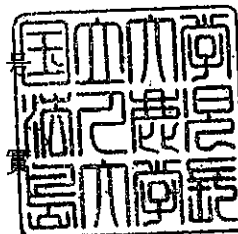
（補則）

第6条 この協定書に定めるもののほか、委員会に必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成28年3月7日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学
学長 前田 芳 寛



乙 鹿屋市白水町1番地
国立大学法人鹿屋体育大学
学長 福永 哲 夫

